

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：金融商品取引法施行令の一部を改正する政令案規制の名称：金融商品債務引受業の対象取引の拡大規制の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止担当部署：企画市場局市場課評価実施時期：令和7年9月16日

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

ii

(該当理由)

- 本規制は、金融商品債務引受業の対象取引を拡大するものであり、規制の緩和措置といえる。
遵守費用については、規制対象となる事業者数は限定的であるほか、清算機関制度の枠組みの中で対応することから、遵守費用は限定的である。また、行政費用については、国において、業務の健全かつ適切な運営の確保等に関する監督上の費用が限定的ながら増加することが想定されるものの、こうした監督業務はこれまでも行われており新規の業務が発生するものではない。したがって遵守費用と行政費用の合計が10億円以上となることは到底見込めない。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間10億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間10億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- ・ 上場投資信託（ETF）の流動性向上の観点から、平成 29 年の金融商品取引法施行令改正時において、パッシブ運用型 ETF の設定・償還・交換が金融商品債務引受業の対象取引として追加された。当時は、パッシブ運用型の証券投資信託は上場を認められていたもののアクティブ運用型の証券投資信託は上場が認められていなかったことから、アクティブ運用型 ETF の設定・償還・交換については、対象取引から除かれた。今般、投資家ニーズの多様化を受けて、アクティブ運用型の証券投資信託の上場が認められたため、アクティブ運用型 ETF の流動性向上を企図して、金融商品債務引受業の対象取引にアクティブ運用型 ETF の設定・償還・交換に係る受益証券と金銭等の授受を追加し、金融商品取引清算機関が当該取引に基づく債務を引き受けることを可能にする。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 平成 29 年の金融商品取引法施行令改正時において、パッシブ運用型 ETF の設定・償還・交換については、金融商品債務引受業の対象取引として追加された一方、アクティブ運用型 ETF の設定・償還・交換については、当時は対象取引とする必要性に乏しかったことから対象取引とされなかった。その後、投資家ニーズの多様化を踏まえ、令和 5 年にアクティブ運用型 ETF の上場が認められたが、現行の規定では、アクティブ運用型 ETF の設定・償還・交換は、投資家（証券会社等）と発行者（委託会社）が相対で行われるままとなっており、アクティブ運用型 ETF の流動性が十分に確保されないおそれがある。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・ 金融商品債務引受業の対象取引にアクティブ運用型 ETF の設定・償還・交換に係る受益証券と金銭等の授受を追加し、金融商品取引清算機関が当該取引に基づく債務を引き受けることを可能にする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・ 金融商品債務引受業の対象取引にアクティブ運用型 ETF の設定・償還・交換に係る受益証券と金銭等の授受を追加し、金融商品取引清算機関が当該取引に基づく債務を引き受けることを可能にする。これにより、金融商品債務引受業の対象取引に基づく債権債務とのネットینگが可能となることから、証券決済リスクの削減及び効率化が見込まれるほか、決済期間が短縮される結果、マーケットメーカーのインセンティブが高まり、アクティブ運用型 ETF の需給が適切に調整され、その流動性が高まることが期待される。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 該当なし

<遵守費用>

- ・ 金融商品債務引受業の対象取引にアクティブ運用型 ETF の設定・交換にかかる受益証券と金銭等の授受を追加することにより、金融商品債務引受業の免許を有しない者において、新たに当該業務を行うにあたっては、国の免許を取得するための費用が一定程度必要となる。

なお、当該業務を行う既存業者はいない。(参考)

＜行政費用＞

- ・ 国において、金融商品取引清算機関より業務方法書の変更に係る認可申請があった際に、業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないか等を確認・検証するための費用が発生する。また、こうした業務の認可に伴い、業務の健全かつ適切な運営の確保等に関する監督上の費用が限定的ながら増加することが想定される。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☐意見聴取した ☒意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ☐具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☐他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考になっている
- ☒その他

(具体の理由：金融商品取引清算機関のうち、金融商品債務引受業の対象取引に追加される取引に基づく債務を引き受けることが現時点において見込まれる先とは調整済。)

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

・ —

＜関連する会合の名称、開催日＞

・ —

＜関連する会合の議事録の公表＞

・ —

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

・ —

＜上記以外の法令案＞

- ・ 事前評価書の作成から5年以内に事後評価を実施することから、令和12年度までに事後評価を実施予定。